

② 認定事業計画 変更申請または変更届出

認定事業計画に変更があるときは、申請または手続きが必要です。

※認定事業計画に掲載がないものは、奨励の対象となりません。

提出期限

基本的に変更する前に申請または届出をします。

申請か、届出かを確認

変更申請か変更届出かを確認します。

機械を（増やす・減らす）／施設や償却資産の仕様を変更する／取得価額の変更など

●企業立地奨励金等の額に変更があるとき A 変更申請等の提出へ

認定企業等の名称その他認定企業等に係る事項の変更、その他軽微な変更など

●企業立地奨励金等の額に変更がないとき B 変更届の提出へ

A 変更申請書等の提出

必須 （別記様式第5号） 認定事業計画変更申請書 （メール提出可）

必須 （別記様式第2号） 宣誓書兼同意書 【押印後郵送をお願いします】

添付書類 ≪必要に応じてメール等で提出します≫

- 1 事業計画書 認定申請の時に作った事業計画書の変更部分に着色する
- 2 変更に係る事実を証する書類
（認定申請または前回の変更申請と変更があるものの書類を提出します）
- 3 その他 （必要な時は市から連絡します）

B 変更届の提出

必須 （別記様式第8号） 認定事業計画変更届出書 （メール提出可）

添付書類 ≪必要に応じてメール等で提出します≫

- 1 事業計画書 認定申請の時に作った事業計画書の変更部分に着色する
- 2 変更に係る事実を証する書類
（認定申請または前回の変更申請と変更があるものの書類を提出します）
- 3 その他 （必要な時は市から連絡します）

【問合せ先】 那須烏山市商工観光課商工振興グループ 電話 0287-83-1115

メール shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp

R6.4.1